

東大和市都市計画図(I)

市街化区域及び市街化調整区域・地域地区・都市計画施設・日影規制
縮尺1:10,000 (平成21年3月現在)

(注) 本図は、東大和市の都市計画の概要を表したものであり、境界等については概略を示すものです。詳細は「東京都都市整備局 都市づくり政策部都市計画課」又は「東大和市建設環境部都市計画課」に備え置く「指定図書」を閲覧してください。

凡例

地域地区	用途地域種別	容積率(%)	高さ(m)	防火地区	日影規制	日影規制される日影時間	平均の地面勾配	
第一種低層住居専用地域	30 50	40 60	17m第2種	指定なし	a (一)	3時間	2時間	1.5m
	40 80	40 80	17m第2種			4時間	2.5時間	
	50 100	40 80	17m第2種					
第一種中高層住居専用地域	40 100	50 150	17m第1種又は17m第2種	準防火地区	c (一)	3時間	2時間	4m
	50 150	60 200	25m第2種					
	60 200	50 100	17m第1種又は17m第2種					
第二種中高層住居専用地域	60 150	60 200	25m第2種	準防火地区	d (一)	4時間	2.5時間	4m
	60 200	60 200	25m第2種					
	60 200	60 200	25m第2種					
第一種住居地域	60 200	60 200	25m第2種又は31m第2種	準防火地区	e (二)	5時間	3時間	6.5m
	60 200	60 200	25m第2種					
	60 200	60 200	25m第2種					
第二種住居地域	60 200	60 200	25m第2種	準防火地区	d (一)	4時間	2.5時間	4m
	60 200	60 200	25m第2種					
	60 200	60 200	25m第2種					
準住居地域	60 200	60 200	25m第2種	準防火地区	e (二)	5時間	3時間	6.5m
	60 200	60 200	25m第2種					
	60 200	60 200	25m第2種					
近隣商業地域	80 300	80 300	25m第3種又は31m第3種	準防火地区	d (一)	4時間	2.5時間	4m
	80 300	80 300	25m第3種					
	80 300	80 300	25m第3種					
商業地域	80 300	80 300	31m第3種	準防火地区	e (二)	5時間	3時間	6.5m
	80 300	80 300	31m第3種					
	80 300	80 300	31m第3種					
工業地域	60 200	60 200	25m又は31m	準防火地区	d (一)	4時間	2.5時間	4m
	60 200	60 200	25m					
	60 200	60 200	25m					

日影規制
 ① 高さ10mを超える建築物
 ② 高さ10mを超える建築物
 ③ 高さ10mを超える建築物

用途地域等の概要について
 用途地域別の主な建築物の用途制限

用途地域	住宅	商業	工業	その他
第一種低層住居専用	○	○	○	○
第一種中高層住居専用	○	○	○	○
第二種中高層住居専用	○	○	○	○
第一種住居	○	○	○	○
第二種住居	○	○	○	○
準住居	○	○	○	○
近隣商業	○	○	○	○
商業	○	○	○	○
工業	○	○	○	○

市街化区域及び市街化調整区域

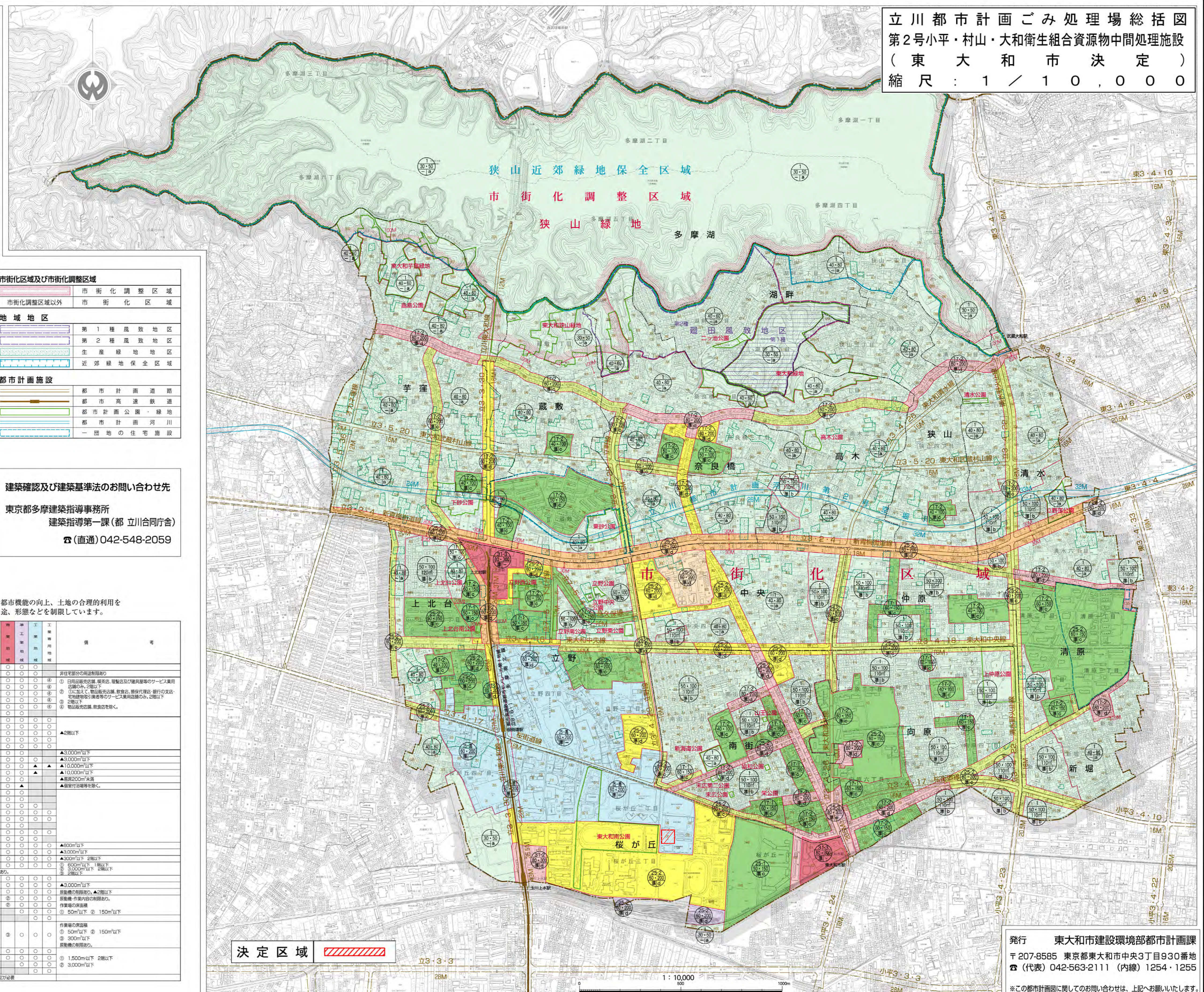
市街化調整区域以外 市街化区域

地域地区

都市計画施設

建築確認及び建築基準法のお問い合わせ先
 東京都多摩建築指導事務所
 建築指導第一課(都立川合同庁舎)
 ☎(直通)042-548-2059

立川都市計画ごみ処理場総括図
 第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設
 (東大和市決定)
 縮尺: 1 / 10,000



決定区域

発行 東大和市建設環境部都市計画課
 〒207-8585 東京都東大和市中央3丁目930番地
 ☎(代表)042-563-2111 (内線)1254・1255